

# 第3章 広島の良いな「地域環境の保全」

## 【目指す姿】

- 公園や下水道、交通環境の整備などにより、誰もが安全で快適なまちづくりが進んでいます。
- 化学物質対策、土壌汚染対策等が実施され、良好な空気・水・土壌が確保でき、安全・安心に暮らせる環境が保たれています。

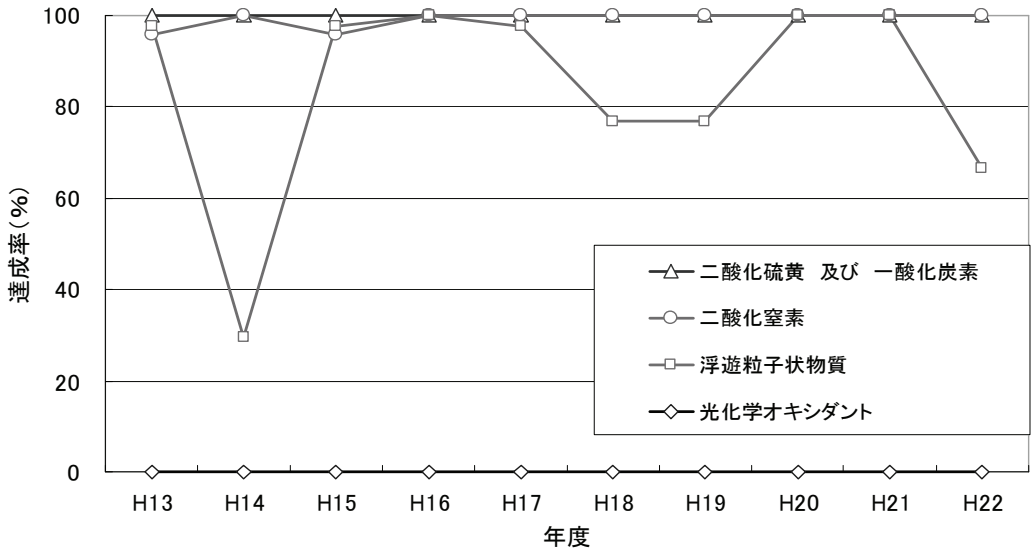
## 第1節 良好な大気環境の確保・健全な水循環等の確保

### 1 良好な大気環境の確保

#### 【現状と課題】

大気汚染は、主に工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスによって引き起こされます。高度経済成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置等により全般的に改善されてきました。その結果、一酸化炭素、二酸化硫黄及び二酸化窒素については、すべての測定局で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダント<sup>1</sup>はすべての測定局で環境基準を達成していません。

図表 3-2-1 環境基準の達成率

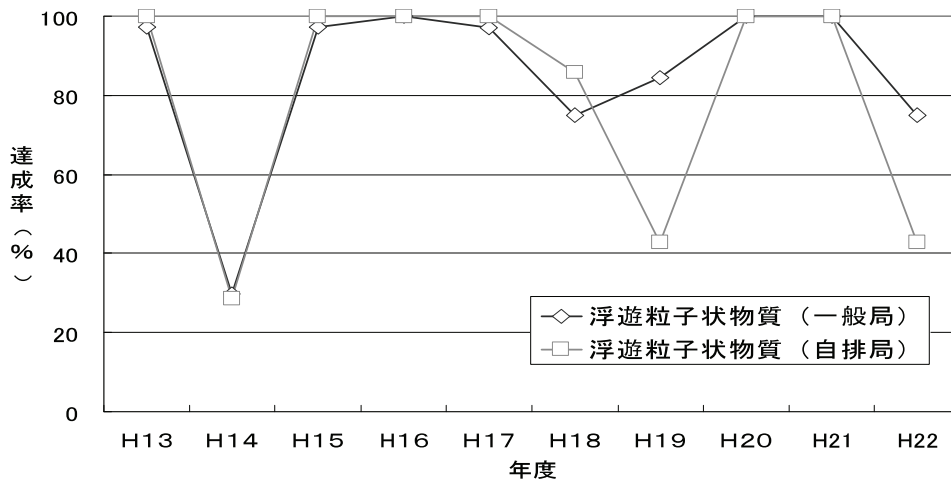


資料：県環境保全課

1 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

2 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

図表 3-1-2 浮遊粒子状物質<sup>3</sup>の環境基準達成率



資料：県環境保全課

酸性雨は、大気、降水、陸水など環境全体が酸性化する問題です。全国調査の結果では、国外（中国大陸）からの影響も示唆されています。

本県においても、経年的な推移は横ばいではありますが、全国の状況と同様に、年平均値 pH4 台の降雨が観測されています。

図表 3-1-3 降雨 pH 値

| 年度  | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19  | H20 | H21 | H22 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 広島市 | 4.6 | 4.1 | 4.4 | 4.7 | 4.6 | 4.7 | 4.6* | 4.5 | 4.7 | 4.8 |
| 三次市 | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —    | —   | 4.7 | 5.0 |
| 庄原市 | 5.0 | 4.1 | 4.7 | 4.9 | 4.8 | 4.8 | 4.8  | 4.8 | —   | —   |
| 呉市  | 4.4 | 4.5 | 4.4 | 4.7 | 4.4 | 4.5 | 4.4  | 4.5 | 4.3 | 4.5 |
| 福山市 | 5.3 | 5.1 | 4.8 | 5.1 | 5.2 | 5.2 | 4.9  | 5.2 | 5.0 | 5.3 |

\*11月は欠測、また7月13日～17日は欠測  
 (注) 調査地点により、算出方法が異なる。

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

近年、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因で、中国、モンゴルからの黄砂の飛来が大規模化しており、その対策が関係国間で共通の関心事となっています。黄砂粒子の分析から土壌起源ではないと考えられるアンモニウムイオン、硫酸イオン、硝酸イオンなども検出され、飛来途中で人為起源の大気汚染物質を取り込んでいく可能性も示唆されています。

広島県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質が高濃度になる日が毎年観測されています。(平成22年度黄砂飛来日数：14日)

3 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

**【環境の状態等を測る指標】**

| 指標項目（内容）        | 単位 | 基準年度値<br>(H21) | 現状値<br>(H22) | 目標値 | 目標<br>年度 |
|-----------------|----|----------------|--------------|-----|----------|
| 環境基準達成率：二酸化窒素   | %  | 100            | 100          | 100 | H27      |
| 環境基準達成率：浮遊粒子状物質 |    | 100            | 69.2         | 100 |          |
| 環境基準達成率：ベンゼン    |    | 100            | 100          | 100 |          |
| 環境基準達成率：ジクロロメタン |    | 100            | 100          | 100 |          |

**【取組状況】**

**(1) 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備**

**ア 大気汚染の常時監視等** [環境保全課]

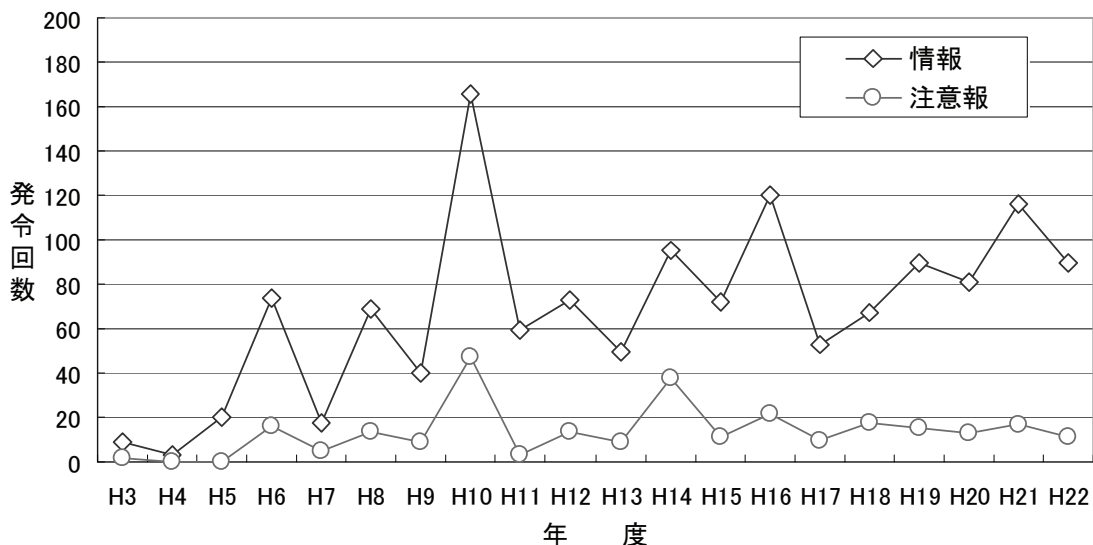
県内の大気汚染の状況を常時監視するため、11市3町に設置した39局の大気測定局と中央監視局で構成する監視システムにより、大気汚染物質や気象状況を常時測定しており、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にばい煙の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施します。また、主要発生源の企業11社に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視します。

**【平成22年度実績】** 監視システムにより、大気汚染物質や気象状況の常時測定を行い、ばい煙の排出削減等必要な措置や県民への周知等を実施。光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を90回、注意報を11回発令。毎時データや発令情報はホームページ、携帯電話サイトに公開し、迅速な情報提供を図った。

また、光化学オキシダント緊急時発令地区を県全域に拡大した。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

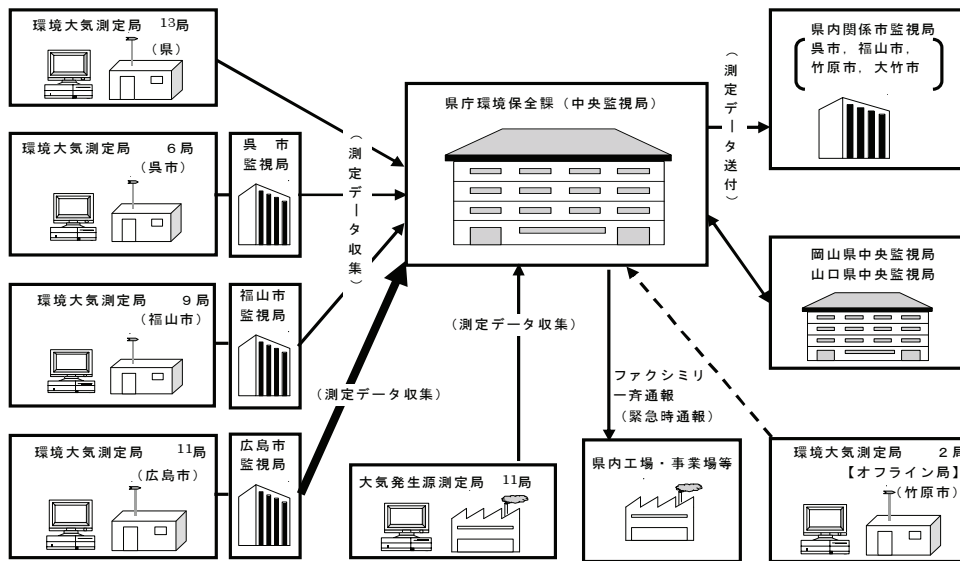
**【平成23年度内容】** 引き続き、監視システムにより常時測定を行い、必要な措置や県民への周知等を実施。

図表 3-1-4 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 3-1-5 大気汚染常時監視システム系統図



## (2) 固定発生源対策の推進

### ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施します。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。（平成22年度は、全工場(3,377工場)のうち、1,113工場に立入検査を実施し、1工場に対し、行政指導。）《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

### イ 揮発性有機化合物（VOC）<sup>4</sup>の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について指導を強化します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等の指導を行う。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。（平成22年度：立入調査30件）

### ウ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む21の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】県内16箇所でモニタリングを実施。（平成22年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。）《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

4 VOC: Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

エ 有害大気汚染物質発生源対策調査 [環境保全課]【新規】

環境省の委託を受け、有害大気汚染物質のモニタリングにおいて比較的高濃度であった地域で、発生源と考えられる事業場の排出実態等を把握するための調査を実施します。

【平成23年度内容】2事業場において、有害大気汚染物質であるヒ素の排出口、敷地境界及び周辺環境の濃度調査を実施。

(3) 自動車排出ガス対策・交通の円滑化の推進

ア 生活環境保全条例に基づく県民・事業者等の取組の推進

(ア) 駐車時のアイドリング・ストップ [環境保全課]

【平成22年度実績・平成23年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、テレビを始めとした各種媒体による広報活動を実施。

(イ) 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【平成22年度実績・平成23年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、広報活動を実施。

(ウ) 自動車使用合理化計画書の作成 [環境保全課]

【平成22年度実績・平成23年度内容】一定規模以上の自動車を使用する事業者に対して、事業者等が加盟している各種団体等を通じて、自動車使用合理化計画書の作成等の啓発・広報活動等を実施。

イ 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市政策課]

広島・福山都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライド<sup>6</sup>を始めとした交通需要マネジメント<sup>7</sup>施策など都市交通円滑化施策を推進します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】広島都市圏においては、パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等で利用の呼びかけを実施。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクルなどの取組を実施。

ウ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等について整備。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

6 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

(イ) 街路事業 [都市整備課]

道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、環状道路・バイパス等の道路網の整備、道路の立体交差化、交差点の改良等の道路構造の改善といった基盤整備を推進します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】神辺水呑線他36路線(平成23年度:36路線)について整備。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市内において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン<sup>8</sup>や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】ドライバーに対してより分かりやすい道路交通情報を提供できるように多彩な内容の表示が可能な交通情報板への更新。

※関連事業:「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の見直し(P8)

(4) 低公害車の普及促進

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」(平成21年3月改定)の達成に向け、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】低公害車の導入促進(平成22年度当初低公害車導入率が約52%)及びエコドライブ<sup>9</sup>研修・LANパソコン起動画面へのエコドライブ喚起情報の掲載等を通じた職員への周知。

図表 3-1-6 県自動車使用合理化計画における実績及び目標

| 項目                        |       | 平成22年度実績 | 改定計画<br>目標(平成25年度末) |
|---------------------------|-------|----------|---------------------|
| 低公害車等 <sup>(注)</sup> の導入率 |       | 51.6%    | 60%                 |
| 自動車による排出比<br>(平成20年度比)    | 二酸化炭素 | 8.2%     | 削減に努める              |
|                           | 窒素酸化物 | △46.7%   | 削減に努める              |
|                           | 粒子状物質 | △39.6%   |                     |

資料: 県環境保全課

(注) 低公害車等には、次表のほか、軽自動車を含む。

図表 3-1-7 県の低公害車保有台数(平成23年3月31日現在)

| 区分 | 天然<br>ガス車 | メタノール車 | ハイブリット車 | 低排出ガス車<br>かつ低燃費車 <sup>(注)</sup> | 水素<br>自動車 | 電気<br>自動車 | 低公害車<br>保有台数合計 | 全自動車<br>保有台数 |
|----|-----------|--------|---------|---------------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|
| 県  | 5         | 0      | 39      | 808                             | 1         | 0         | 853            | 1,931        |

資料: 県環境保全課

(注) 低排出ガス車かつ低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃料基準早期達成車で、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、低排出ガス車として認定している自動車をいう。

8 光ビーコン: 光(目には見えない近赤外線)を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。  
9 エコドライブ: 二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などを招く違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどがあげられる。

イ 自動車排出ガス規制 [環境保全課]

大気汚染防止法により、自動車排出ガスについて窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素等の規制がされており、段階的に強化されています。

また、平成18年4月から、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を定めた特定特殊自動車排出ガスの規則等に関する法律が施行されています。《規制の概要は、「広島県環境データ集」参照（県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載）》

【平成22年度実績・平成23年度内容】エコドライブの推進等の広報・啓発を実施。

※関連事業：ひろしまEVタウン推進事業(P9)、環境にやさしい水素自動車導入事業(P9)

(5) 新たな汚染物質の監視体制の整備

ア 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、県内4都市における降雨のモニタリングを継続して実施します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】モニタリングを実施。(平成22年度は、4都市の降雨調査の結果、経年的には横ばいの傾向。)

2 健全な水循環の確保

【現状と課題】

(1) 公共用水域<sup>10</sup>の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目(カドミウムなど27項目)については、延べ147の全地点で環境基準を達成しています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

イ 生活環境項目

環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD<sup>11</sup>(河川)・COD<sup>12</sup>(海域・湖沼)の環境基準の達成状況は、過去5か年(平成17年から21年度)の平均と比べて、河川はほぼ横ばい、海域及び湖沼は改善傾向となっています。

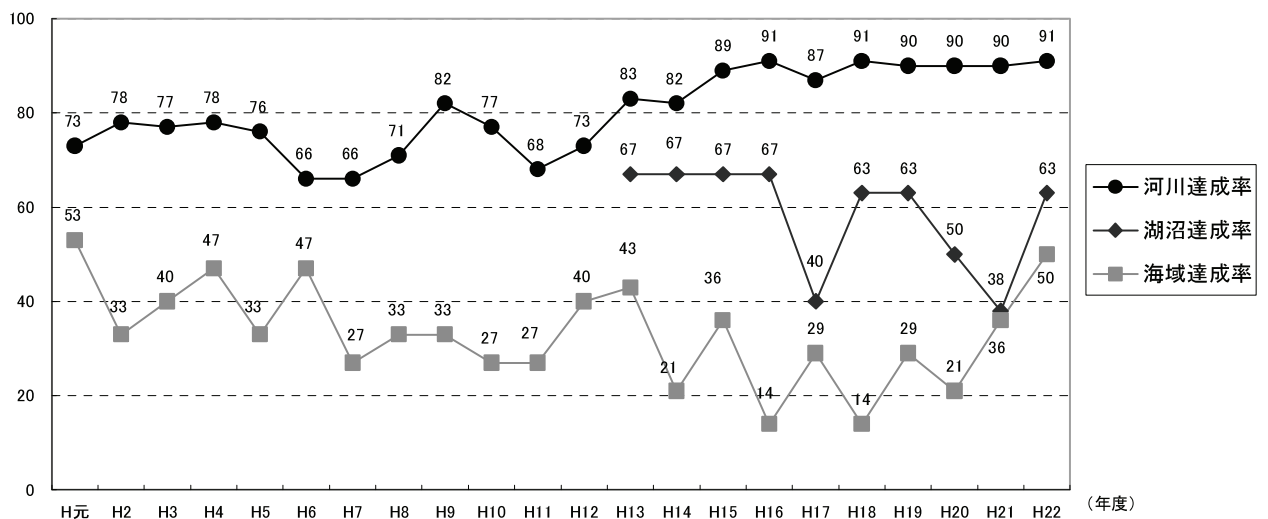
河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の小河川等では、都市周辺の宅地開発に伴う生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量<sup>13</sup>は減少傾向ですが、内部生産や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しており、富栄養化<sup>15</sup>に伴う赤潮も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りん<sup>14</sup>の環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況は、全窒素及び全りんともにほぼ横ばいの傾向です。

10 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。  
11 BOD(生物化学的酸素要求量)：微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。  
12 COD(化学的酸素要求量)：水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。  
13 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量=汚濁濃度×排出量」で計算する。  
14 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖(光合成)により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素や燐が不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。  
15 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。  
16 赤潮：窒素やりんが増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-1-8 河川・海域・湖沼環境基準達成率

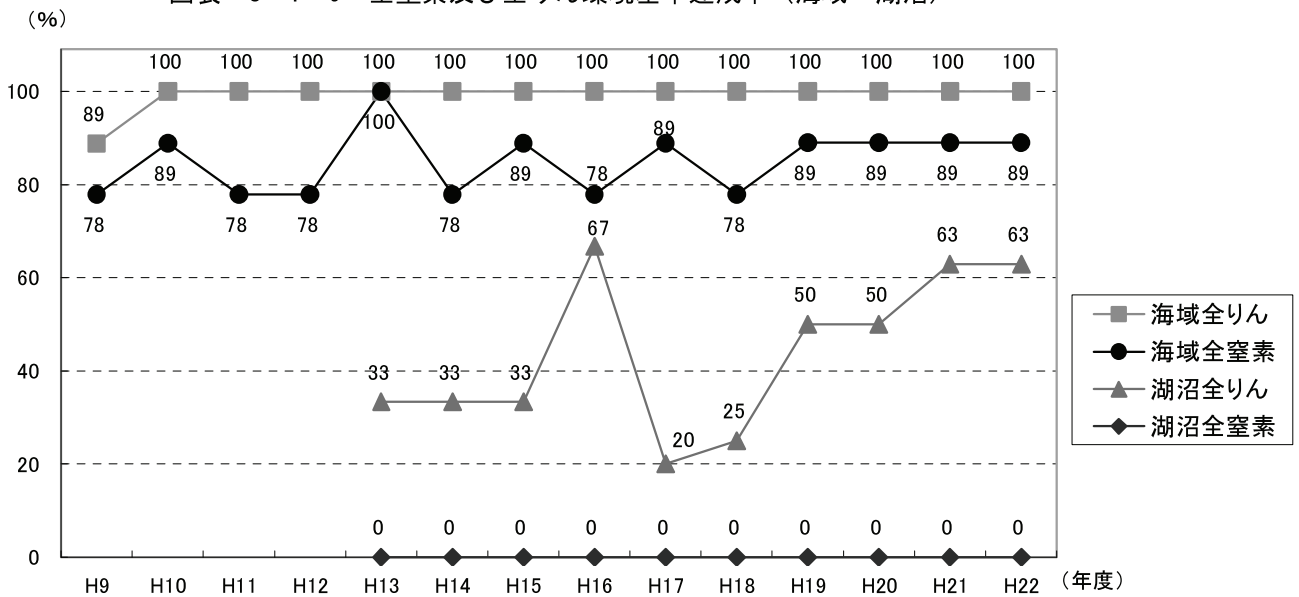


※1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100

資料：県環境保全課

※2 河川はBOD, 海域・湖沼はCODの環境基準達成率

図表 3-1-9 全窒素及び全りん環境基準達成率 (海域・湖沼)



※ (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) / 100

資料：県環境保全課

### ウ 地下水

県内 55 地点で地下水の水質調査を実施しており、環境基準達成率は、近年、8割前後（平成 22 年度 78%）で推移し、ほぼ横ばい傾向です。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

良好な水循環等の確保  
良好な大気環境の確保



(2) 発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的にはやや減少傾向です。

図表 3-1-10 県内で排出される汚濁負荷量（平成21年度末現在）

| 区分           |     | 産業排水<br>(t/日) | 生活排水<br>(t/日) | その他<br>(t/日) | 計<br>(t/日) |
|--------------|-----|---------------|---------------|--------------|------------|
| 瀬戸内海         | COD | 29            | 21            | 6            | 56         |
|              | 窒素  | 12            | 14            | 17           | 43         |
|              | りん  | 0.6           | 1.1           | 0.8          | 2.5        |
| その他<br>(江の川) | COD | 2             | 2             | 2            | 6          |
|              | 窒素  | 0             | 1             | 7            | 8          |
|              | りん  | 0.1           | 0.1           | 0.2          | 0.4        |
| 県計           | COD | 30            | 23            | 9            | 62         |
|              | 窒素  | 12            | 15            | 25           | 51         |
|              | りん  | 0.7           | 1.3           | 1.0          | 2.9        |

※端数処理の関係で、計が合わない場合があります。

資料：県環境保全課

産業排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約4割、りんの約6割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。

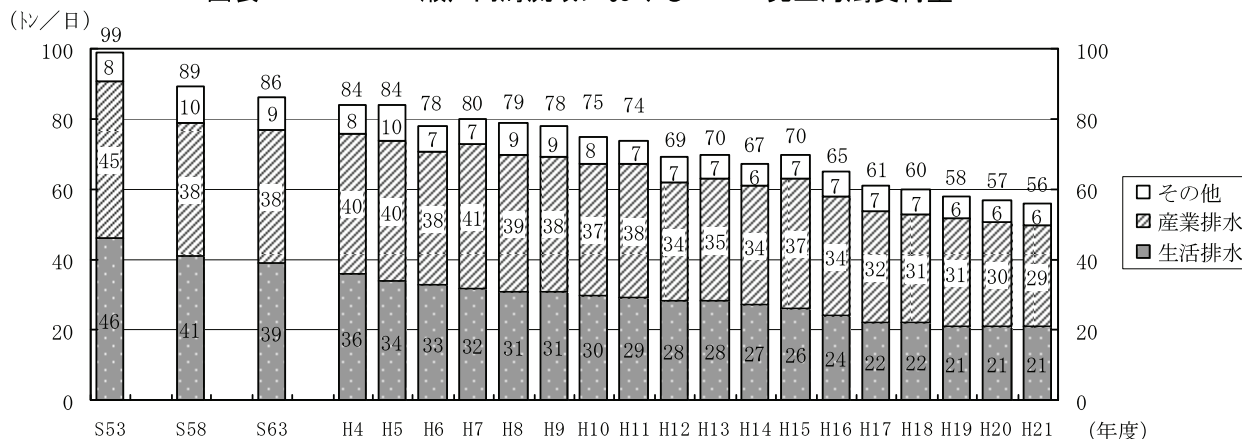
窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約8割を占めています。

なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約6～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。りんは、食料品製造業の割合が約1割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約7割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割、りんの約2割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

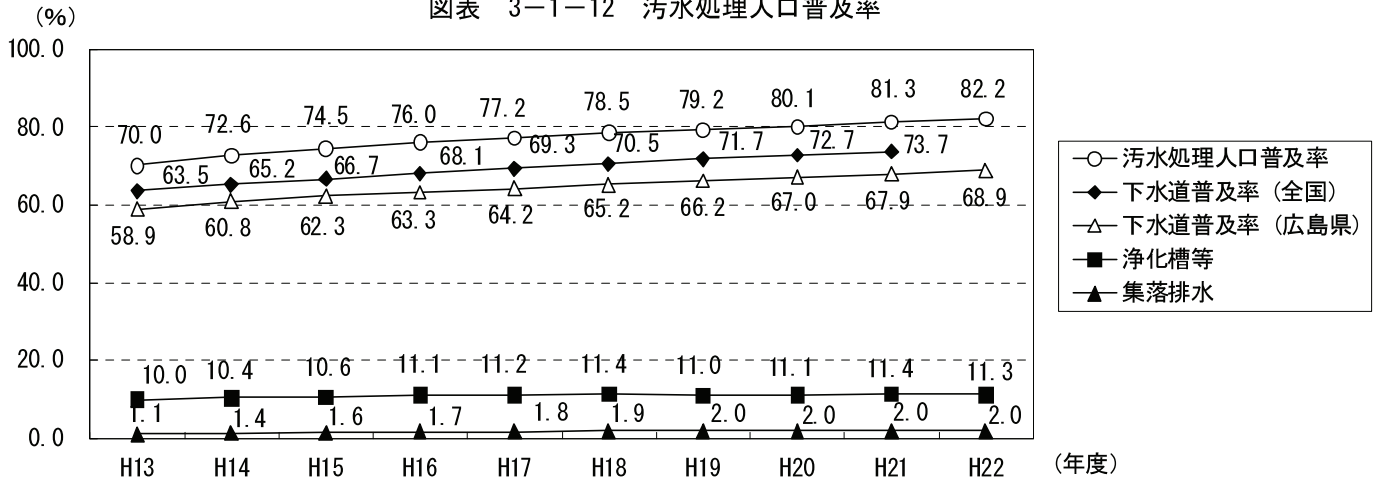
図表 3-1-11 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 3-1-12 汚水処理人口普及率



(注) 平成 22 年度は速報値

資料：県循環型社会課，県農業基盤課，県水産課，県都市環境課

### (3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

棕梨ダムでは、過去 10 年来、水の華・アオコが発生しており（平成 22 年度は 131 日確認）、特に、平成 8 年には下流の宮浦・坊土浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成 12 年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び棕梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-1-13 赤潮発生状況

| 年   | 発生件数 |      | 発生継続日数別件数<br>(広島県) |       |        |       | 発生日数<br>(広島県) |      | 漁業被害を伴った件数 |      |
|-----|------|------|--------------------|-------|--------|-------|---------------|------|------------|------|
|     | 広島県  | 瀬戸内海 | 5日以内               | 6～10日 | 11～30日 | 31日以上 | 発生日数          | 平均日数 | 広島県        | 瀬戸内海 |
| H13 | 10   | 134  | 2                  | 1     | 6      | 1     | 87            | 15   | 0          | 7    |
| H14 | 4    | 119  | 0                  | 0     | 2      | 2     | 101           | 40   | 1          | 8    |
| H15 | 4    | 127  | 0                  | 0     | 2      | 2     | 95            | 37   | 0          | 8    |
| H16 | 5    | 118  | 1                  | 2     | 2      | 0     | 54            | 15   | 2          | 13   |
| H17 | 8    | 115  | 0                  | 1     | 5      | 2     | 200           | 28   | 0          | 7    |
| H18 | 9    | 94   | 0                  | 2     | 4      | 3     | 282           | 41   | 1          | 11   |
| H19 | 3    | 99   | 0                  | 1     | 1      | 1     | 143           | 47   | 0          | 9    |
| H20 | 2    | 162  | 0                  | 0     | 1      | 1     | 50            | 25   | 0          | 23   |
| H21 | 4    | 133  | 0                  | 0     | 0      | 4     | 233           | 58   | 0          | 10   |
| H22 | 4    | 111  | 0                  | 0     | 0      | 4     | 169           | 42   | 0          | 11   |

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所，県水産課

### (4) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行，産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として

良好な水循環の確保  
健全な水循環等の確保

水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

**【環境の状態等を測る指標】**

| 指標項目（内容）                    | 単位  | 基準年度値<br>(H21) | 現状値<br>(H22)  | 目標値              | 目標<br>年度    |
|-----------------------------|-----|----------------|---------------|------------------|-------------|
| 環境基準達成率：河川BOD               | %   | 90.2           | 91.5          | 達成率の向上を図る        | 設定なし        |
| 環境基準達成率：海域COD               |     | 35.7           | 50.0          |                  |             |
| 環境基準達成率：海域全窒素               |     | 88.9           | 88.9          |                  |             |
| 環境基準達成率：海域全りん               |     | 100            | 100           | 100              | H27         |
| 環境基準達成率：地下水                 |     | 86.7           | 78.2          | 達成率の向上を図る        | 設定なし        |
| COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：<br>生活系COD | t／日 | 21 (H20)       | 21 (H21)      | 次期総量削減計画に<br>定める | H26<br>(予定) |
| COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：<br>産業系COD |     | 30 (H20)       | 29 (H21)      |                  |             |
| COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：<br>その他COD |     | 6 (H20)        | 6 (H21)       |                  |             |
| 汚水処理人口普及率                   | %   | 81.3           | 82.2<br>(速報値) | 88.7             | H25         |

**【取組状況】**

**(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進**

ア 下水道の整備促進 [都市環境課]

(ア) 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】14市8町で、下水道整備を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行います。

【平成22年度実績・平成23年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成22年度末現在、148,380 m<sup>3</sup>/日で稼働）。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成22年度末現在、168,000 m<sup>3</sup>/日で稼働）。沼田川流域下水道については、沼田川幹線の建設及び沼田川浄化センターの維持管理を実施（平成22年度末現在、23,800 m<sup>3</sup>/日で稼働）。

イ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備を推進します。

【平成22年度実績】3地区について整備。

【平成23年度内容】3地区について整備。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [水産課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図ります。

【平成22年度実績】汚水管路、処理場等を4地区で整備。

【平成23年度内容】汚水管路、処理場等を3地区で整備。

ウ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施します。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進します。

| 区分    | 小型浄化槽設置整備事業  | 浄化槽市町村整備推進事業  |
|-------|--|---|
| 事業の内容 | 個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助 | 市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助 |

【平成22年度実績】小型浄化槽設置整備事業で18市町（1,367基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で4市（198基の浄化槽）に対し補助。

【平成23年度内容】小型浄化槽設置整備事業で20市町（1,546基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で4市（279基の浄化槽）に対し補助。

(イ) 浄化槽の管理

浄化槽の適正な維持管理の徹底をパンフレットなどにより普及啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等を指導します。

また、未受検者に対する適切な指導や法定検査に関するより効果的な普及啓発などにより、平成27年度までに法定検査の受検率が概ね70%となるよう、市町や法定検査機関等と連携して、受検率の向上を図ります。

図表 3-1-14 浄化槽の法定検査の受検率の推移 (単位：%)

| 年 度            | H18  | H19  | H20   | H21  | H22<br>(推計値) | 全 国<br>(H21) |
|----------------|------|------|-------|------|--------------|--------------|
| 新設時の検査(7条検査)   | 99.7 | 99.8 | 100.0 | 99.7 | 100.0        | 90.8         |
| 定 期 検 査(11条検査) | 21.2 | 26.0 | 35.2  | 42.7 | 47.9         | 28.7         |

資料：県循環型社会課

【平成22年度実績】浄化槽設置（管理）者、浄化槽保守点検事業者等への文書指導、立入検査等を実施。また、浄化槽台帳システムの機能向上により、市町による浄化槽管理の利便性を向上させた。

【平成23年度内容】市町や法定検査機関と連携し、要綱整備や台帳精度の向上を図るとともに、引き続き、浄化槽の適正管理について啓発、指導を行い受検を促進する。

良好な水環境の確保  
健全な水循環等の確保

エ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進します。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じます。

【平成22年度実績・平成23年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

(2) 瀬戸内海に流入する負荷量の削減

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施します。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行います。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成22年度実績・平成23年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認められた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 新たな技術を用いた排水処理対策の検討 [環境保全課]

工場排水や有機性汚泥などに対して、バイオマス技術などを活用した新たな排水処理技術を検討し、COD排出負荷量等が大きい排出事業者の取組を支援します。

【平成22年度実績】COD排出負荷量や有機性汚泥を削減するための新たな排水処理技術について、実証試験を実施。(事業終了)

ウ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第6次総量削減計画（平成19年6月20日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量を総合的かつ計画的に削減します。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行います。

また、第7次総量削減計画を策定し、引き続き、環境改善等に努めます。

図表 3-1-15 第6次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

| 区分  | 21年度（目標年度） | 16年度（基本年度） | 削減   |
|-----|------------|------------|------|
| COD | 64         | 65         | △1   |
| 窒素  | 43         | 44         | △1   |
| りん  | 2.5        | 2.6        | △0.1 |

資料：県環境保全課

【平成22年度実績・平成23年度内容】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第6次総量削減計画を推進。平成22年度末現在、特定事業場には224基のCOD汚濁負荷量自動測定器、176基の窒素汚濁負荷量自動測定器、176基のりん汚濁負荷量自動測定器が設置。平成23年度も引き続き、工場・事業場の監視・指導を実施。

また、第7次総量削減計画について、策定作業を実施。

エ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行います。大規模な工場・事業場については、水質・水量等を定期的に把握し、汚濁負荷量の効果的な監視を行います。《測定結果と監視網は、「広島県環境データ集」参照（県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載）

【平成22年度実績・平成23年度内容】水質の常時監視を実施。（平成22年度実績は次のとおり。）

| 項目    | 対象水域等                             |
|-------|-----------------------------------|
| 公共用水域 | 河川：38水系238地点，海域：6海域72地点，湖沼：8水域8地点 |
| 底質    | 河川：5水系12地点，海域：4海域22地点             |

オ 各種調査 [環境保全課]

水質保全対策の一環として、海水浴場調査や水生生物調査等の各種調査を実施します。

《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成22年度実績・平成23年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）、開設中（7月）に実施。（平成22年度：開設前（14箇所）、開設中（13箇所）のいずれも海水浴に適した水質。）

また、病原性大腸菌O157についても開設前、開設中に調査を実施。（平成22年度はいずれの海水浴場からも検出されなかった。）

カ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図ります。

【平成22年度実績・平成23年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。（平成22年度：県内説明会（海面2箇所、内水面1箇所）、巡回指導（海面13箇所、内水面10箇所）を実施。）

キ 赤潮対策 [水産課]

（ア）監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図ります。

【平成22年度実績・平成23年度内容】国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報の発令（平成22年度：4件）により、赤潮による漁業被害の未然防止を図る。

（イ）調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】定期水質調査（12回）、有害赤潮の発生特性調査（10回）を実施。

（ウ）研修会の開催

赤潮、漁場環境保全に関する知識、技術を漁業者等に普及させるため、研修会を開催します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】漁業者等を対象にした研修会（2回）を開催。

ク 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業販売戦略課]

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定します。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。(平成 22 年度：36 件(県認定 14 件, 市町認定 22 件)の計画を認定。)

ケ 特別栽培農産物の推進 [農業販売戦略課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心! 広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図ります。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。(平成 22 年度：191 件を認証。)

コ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

(ア) 資源循環型畜産推進指導事業

畜産経営に起因する環境問題の発生を防止するために設置した資源循環型畜産推進指導協議会(以下「指導協議会」という。)を通じて、引き続き家畜排せつ物の適正処理を徹底するとともに、良質たい肥生産のための技術指導や耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。(平成 22 年度：64 戸を巡回指導。)

(イ) 地域バイオマス利活用交付金

バイオマスタウン構想が策定された地域において、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等を整備し、資源循環型社会を構築します。

【平成 22 年度実績】家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設を整備。(平成 22 年度：1 箇所整備。)(平成 23 年度は制度変更により県事業終了)

サ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

(ア) 畜産環境総合整備統合補助事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、総合的な畜産環境整備を行うため、広域堆肥センター等の家畜排せつ物の適正処理に必要な施設を整備し、畜産経営に起因する環境問題を防止します。

【平成 22 年度実績】家畜排せつ物処理施設を整備。(平成 22 年度：1 箇所整備。)(平成 23 年度は要望なし)

(イ) たい肥調整・保管施設リース事業

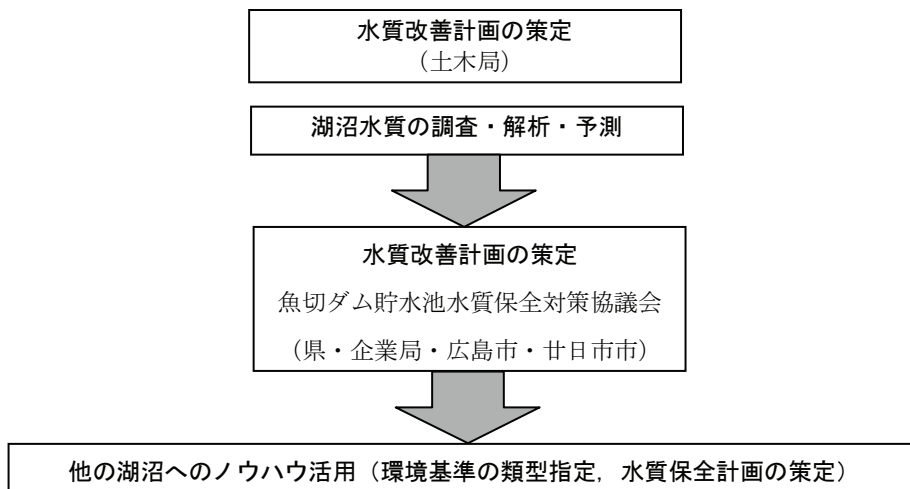
たい肥の利用促進を図るため、たい肥の調整・保管に必要な機械施設の整備を推進します。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】家畜排せつ物の利活用に必要な機械施設を整備。(平成 22 年度：4 箇所整備。)

シ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による水利障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行います。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させます。

図表 3-1-16 湖沼水質対策の概要



【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】平成 22 年 2 月に魚切ダム貯水池水質改善計画を改正。引き続き、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより，関係機関と連携を図りながら，水質改善対策を推進。また，啓発活動の一環として，本取組をホームページで公開し，関係住民への周知を図る。

ス 椋梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

椋梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を平成 20 年 2 月に作成した椋梨ダム貯水池水質改善計画に基づき，流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに，水質改善計画に基づき，発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

セ 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を平成 17 年に作成した山田川ダム水質改善計画に基づき，流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに，水質改善計画に基づき，発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

(3) 水源林の保全・整備の推進

ア 水源林造成事業 [森林保全課]

都市部における水不足の解消に寄与する水源林の造成・充実を目的として，上下流の住民が一体となり，流域ぐるみで水源かん養機能の高い森林づくりを実施します。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】「水源の森」に指定した森林に対して，機能の維持・増進を図るため，個別事業，農林振興センター事業により，下刈り，除伐，枝打ち及び間伐等を計画的かつ着実に実施。

17 水源の森：太田川流域及び芦田川・沼田川流域において，県，市町等が負担金を拠出し，(財)広島県農林振興センター(水源の森会計)を事業主体として，植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い，森林を長伐期化へ誘導するなど，水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施している。

良好な水環境の確保・健全な水循環等の確保



#### イ 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施します。

【平成22年度実績】特に重要な水源地域において、荒廃した森林等5地区の整備を実施。

【平成23年度内容】引き続き、3地区において整備。

#### ウ 治水ダム建設事業 [河川課]

水害防除と既得取水の安定化及び河川環境の保全などを目的にダムを建設しています。

【平成22年度実績・平成23年度内容】仁賀ダム建設事業を実施。

#### エ 多目的ダム建設事業 [河川課]

水害防除や既得取水の安定化及び河川環境の保全、都市用水などの補給を目的にダムを建設しています。

【平成22年度実績・平成23年度内容】野間川ダム、庄原ダム建設事業を実施。

### (4) 地下水汚染対策の推進

#### ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水調査を行います。

【平成22年度実績】県内55地点での調査を実施。

【平成23年度内容】県内53地点での調査を実施。

## 3 騒音・振動、悪臭の防止

### 【現状と課題】

#### (1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、依然として低い状況にあります。一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

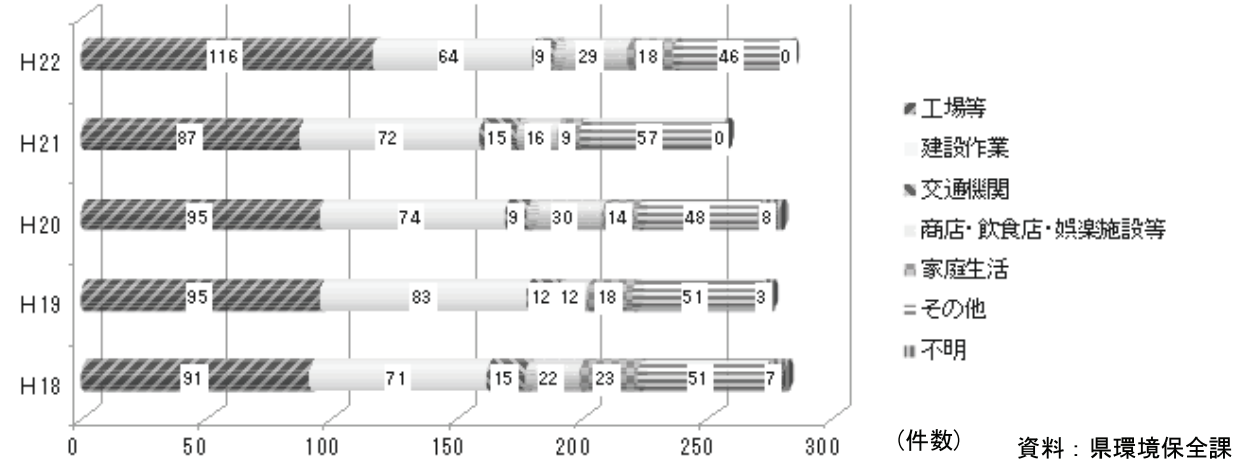
航空機騒音については、広島空港周辺及び広島西飛行場周辺ともに、環境基準を達成しています。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、低い状況にあります。《環境基準達成率は、「広島県環境データ集」参照》

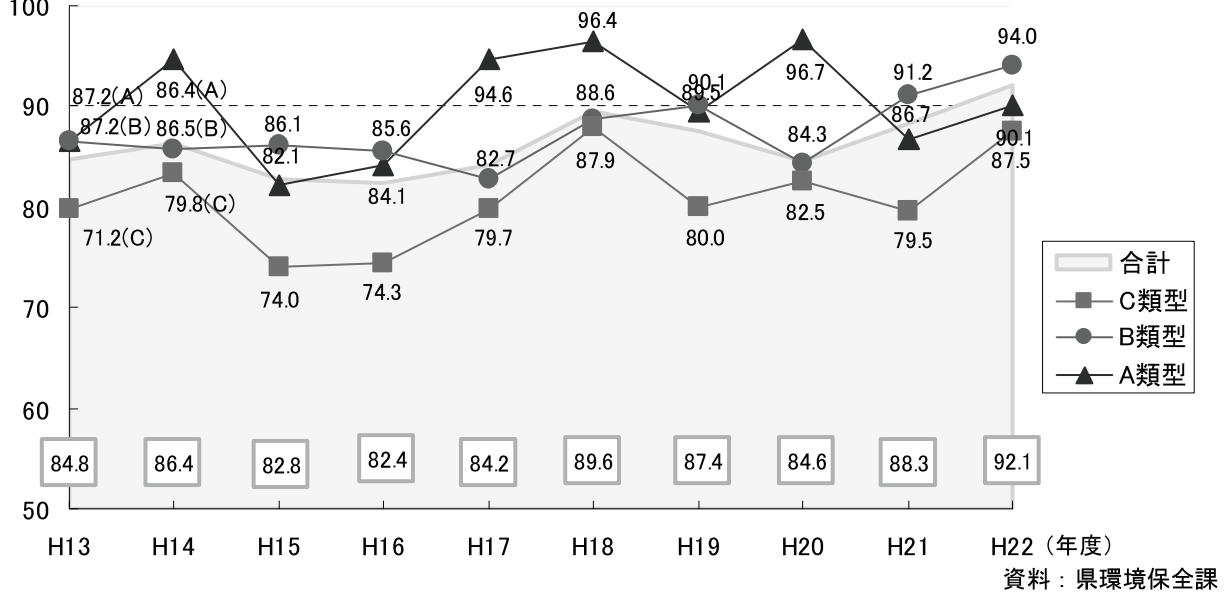
また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動<sup>18</sup>）による問題も生じています。

18 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感度が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

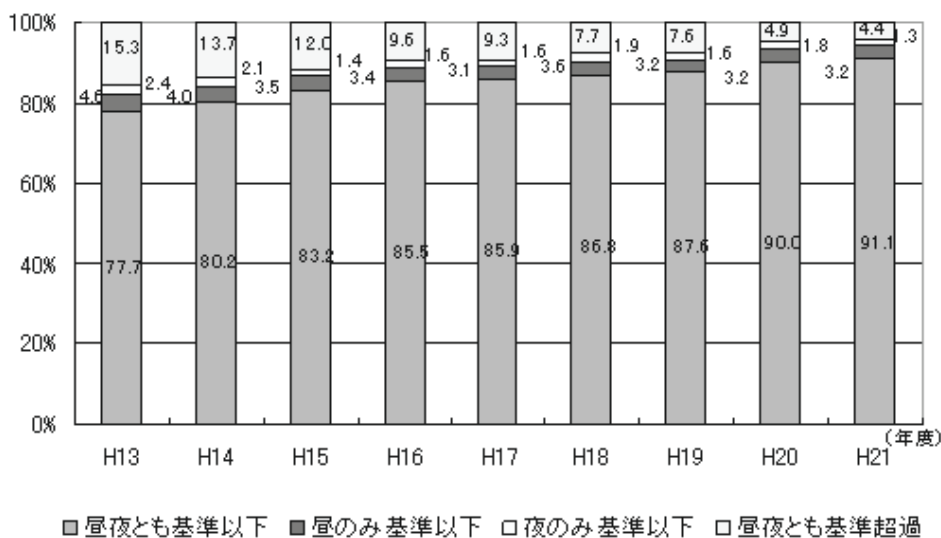
図表 3-1-17 騒音に係る苦情件数の推移



図表 3-1-18 一般地域における騒音の環境基準達成率



図表 3-1-19 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

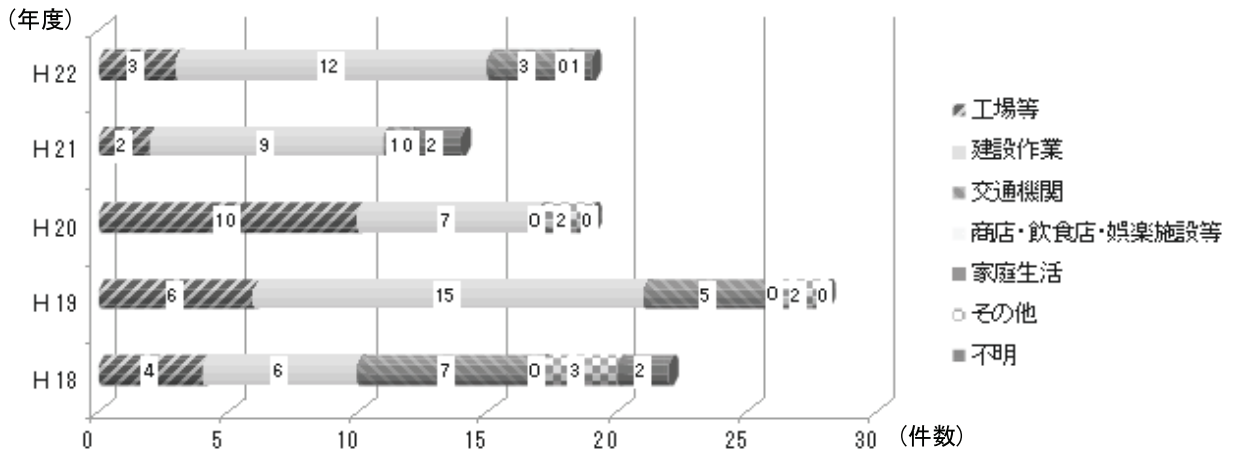


良好な大気環境の確保、健全な水循環等の確保

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-20 振動に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

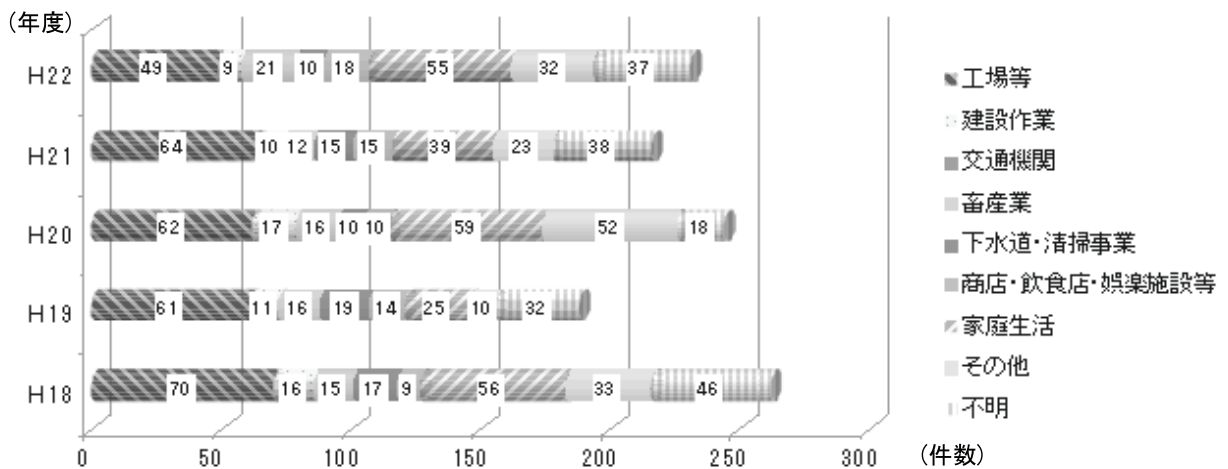
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数<sup>19</sup>に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-21 悪臭に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

19 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気で希釈して実際に人がにおいをかぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

**【環境の状態等を測る指標】**

| 指標項目（内容）               | 単位 | 基準年度値<br>(H21) | 現状値<br>(H22) | 目標値       | 目標<br>年度 |
|------------------------|----|----------------|--------------|-----------|----------|
| 環境基準達成率：一般地域における騒音     | %  | 88.3           | 92.1         | 達成率の向上を図る | 設定なし     |
| 環境基準達成率：道路に面する地域における騒音 |    | 57.7           | 69.8         |           |          |
| 環境基準達成率：航空機騒音          |    | 100            | 100          | 100       | H27      |
| 環境基準達成率：新幹線鉄道騒音        |    | 75.0           | 58.3         | 達成率の向上を図る | 設定なし     |

**【取組状況】**

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、段階的に強化されています。自動車騒音については環境基準の指定地域内、道路交通振動については県内主要道路の沿線で測定を実施しています。市町長は、測定の結果、限度を超えて道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づき、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請（平成22年度実績なし）したり、自動車騒音について、道路管理者等に対し意見（平成22年度実績なし）を述べます。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成22年度実績・平成23年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行います。

【平成22年度実績・平成23年度内容】21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。（平成22年度：市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績はなし。）《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。（平成22年度：市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績はなし。）《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【平成22年度実績・平成23年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課, 空港振興課]

広島空港周辺, 広島西飛行場周辺において, 航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため, 常時及び短期騒音測定を実施します。《類型指定状況, 測定結果は, 「広島県環境データ集」参照》

【平成22年度実績・平成23年度内容】広島空港周辺(常時5地点, 短期22地点)及び広島西飛行場周辺(短期9地点)で騒音測定を実施。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【平成22年度実績・平成23年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため, 沿線において市町が測定を実施し, 県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い, 市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況, 測定結果は, 「広島県環境データ集」参照》

エ 規制の強化 [環境保全課]

「悪臭防止法」により, 指定地域内における全工場・事業場に対し, 特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施します。また, 「生活環境保全条例」により, 県内全域における特定の事業場に対し, 規制を行います。地域の指定は, 住民の生活環境を保全するため, 悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行います。《規制地域及び規制基準は, 「広島県環境データ集」参照》

【平成22年度実績・平成23年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

オ 立入・改善指導 [環境保全課]

【平成22年度実績・平成23年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において, 工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。(平成22年度:立入調査等による改善勧告等1件)《届出状況及び立入調査結果は, 「広島県環境データ集」参照》

## 4 県・市町・企業による環境保全対策

### 【現状と課題】

#### (1) 地域環境保全計画

開発事業の集中やその他の事情により環境への負荷が大きくなるおそれがあると認められる地域として, 広島空港臨空タウン圏域において, 「広島空港臨空タウン環境保全計画」を平成8年3月に策定し, この地域の開発事業において環境配慮が行われるようにしてきました。

図表 3-1-22 広島空港臨空タウン環境保全計画の概要

|          |  |
|----------|--|
| 圏域       | 広島空港から概ね半径5kmの地域（竹原市、三原市、東広島市）   |
| 計画期間     | 平成8年度～22年度   |
| 基本方針     | 【恵まれた自然環境と調和する表情豊かな空港都市】<br>○適正な土地利用 ○生活環境の保全 ○循環型のまちづくり ○人と自然の共生<br>○うるおいとやすらぎの確保 |
| 環境への配慮指針 | ○圏域の代表的な環境への配慮<br>○開発事業の各段階における環境への配慮  |

資料：県環境保全課

(2) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しています。公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を推進しています。

図表 3-1-23 公害防止計画策定状況

| 地域名  | 地域の範囲                   | 策定等年月日   |                        |
|------|-------------------------|----------|------------------------|
| 備後地域 | 三原市及び福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域 | 基本方針     | H16.10.8 (H17.3.17承認)  |
|      |                         | 計画期間(年度) | H16～H22                |
| 広島地域 | 広島市の区域                  | 基本方針     | H17.10.14 (H18.3.16承認) |
|      |                         | 計画期間(年度) | H17～H22                |

資料：県環境政策課

(3) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業13社と環境保全協定等を締結しています。

(4) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-1-24 公害苦情事案の取扱件数

| 年度         | 区分<br>取扱件数<br>(A+B) | 取扱件数内訳           |                  |                  |        |             | 発当<br>年<br>度<br>件<br>数<br>(A) | 繰<br>越<br>件<br>数<br>(B) | 前<br>年<br>度<br>増<br>加<br>件<br>数 | 対<br>前<br>年<br>度<br>比 |
|------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|--------|-------------|-------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------------|
|            |                     | 大<br>気<br>汚<br>染 | 水<br>質<br>汚<br>濁 | 騒<br>音<br>振<br>動 | 悪<br>臭 | そ<br>の<br>他 |                               |                         |                                 |                       |
| H17        | 1,571               | 421              | 316              | 253              | 208    | 373         | 1,538                         | 33                      | 34                              | 1.02                  |
| H18        | 1,661               | 373              | 347              | 302              | 263    | 376         | 1,619                         | 42                      | 90                              | 1.06                  |
| H19        | 1,461               | 402              | 261              | 302              | 188    | 308         | 1,408                         | 53                      | △200                            | 0.88                  |
| H20        | 1,594               | 359              | 288              | 297              | 244    | 406         | 1,513                         | 81                      | 133                             | 1.09                  |
| H21        | 1,482               | 327              | 329              | 276              | 216    | 334         | 1,439                         | 43                      | △112                            | 0.93                  |
| H22        | 1,524               | 352              | 335              | 298              | 232    | 307         | 1,369                         | 155                     | 42                              | 1.03                  |
| 22年度構成比(%) | 100.0               | 23.1             | 22.0             | 19.6             | 15.2   | 20.1        | -                             | -                       | -                               | -                     |

(注) 取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

良好な大気環境の確保、健全な水循環等の確保

**【取組状況】**

---

**ア 広島空港臨空タウン環境保全計画の推進** [環境保全課]

広島空港臨空タウン圏域において、「広島空港臨空タウン環境保全計画」の推進方策に基づき、環境配慮のための各種施策を推進しました。

**【平成 22 年度実績】** 臨空タウン圏域において、地方公共団体等が行う一定規模以上の開発予定事業について、環境配慮を徹底。(平成 22 年度で計画終了)

**イ 公害防止計画策定地域の実施状況調査及び計画策定** [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、同計画の実施状況等について調査を実施します。

**【平成 22 年度実績】** 公害防止計画策定地域における実施状況について関係自治体や工場・事業場に対し、公害対策事業・公害防止設備投資実績等の調査を実施。平成 22 年度は、計画最終年度となるため、実施状況等調査報告書を作成する。

**【平成 23 年度内容】** 広島地域及び備後地域の公害防止計画を策定予定。

**ウ 環境保全協定の締結及び監視** [環境保全課]

県は県内主要企業 13 社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行います。

**【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】** 協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

**エ 公害苦情相談** [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員(235 人：うち公害苦情相談員 129 人)を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図ります。

**【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】** 市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

**オ 広島県公害審査会の設置** [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行います。

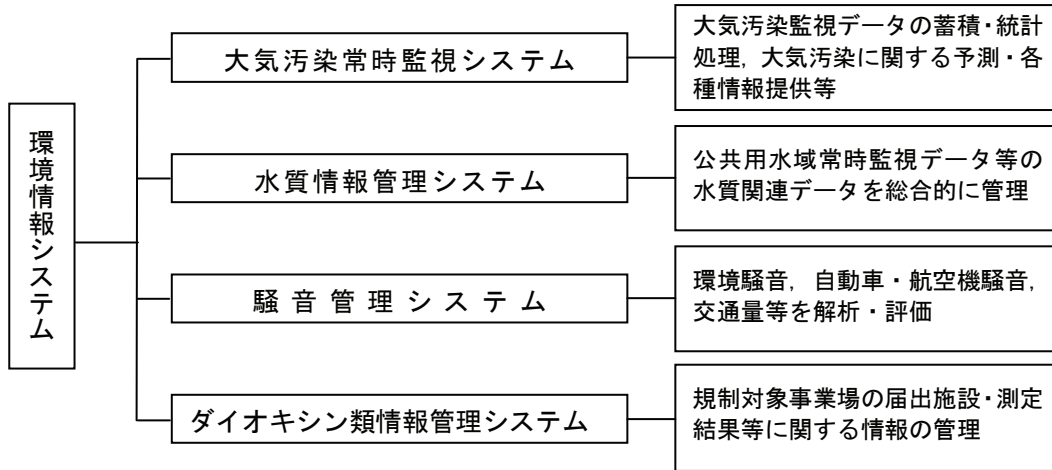
**【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】** 平成 22 年度調停実績なし。

**5 環境汚染事案への対応**

**【現状と課題】**

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

図表 3-1-25 環境情報システムの概要



**【環境の状態等を測る指標】**

| 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値（H21） | 現状値（H22） | 目標値       | 目標年度 |
|----------|----|------------|----------|-----------|------|
| 水質事故発生件数 | 件  | 182        | 158      | 現状より減少させる | 設定なし |

**【取組状況】**

**ア 水質汚染事故の対応** [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応します。

**【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】** 水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。（平成 22 年度：県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて 158 件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、110 件。）

また、県広報番組及び県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

良好な大気環境の確保・健全な水循環等の確保



イ 環境情報システムの運用 [環境保全課]

大気汚染等に関する監視システムの運用を通じ、大気汚染や水質汚濁の未然防止を図るとともに、大気・水質等に関する情報管理システムにより県内の環境の状況を把握します。また、電子県庁の推進にあわせて情報加工・提供機能を強化し、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供します。

**【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】**監視システム及び情報管理システムにより、環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

※ 関連事業：モニタリング調査の普及（P84）